身体拘束適正化指針

Ⅰ　身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

（１）　理念

①　身体拘束の原則禁止

身体拘束はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があり、介護老人保健施設ヴィラフローラでは、ご利用者のお一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的仕組みを作り、組織で運営することとし、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施をしないこととする。

（ここでいう緊急やむを得ない場合の定義は以下の３要件すべてに該当する場合を指す。）

１）　切迫性　：　ご利用者本人または他のご利用者の生命または身体が危険にさらされる。

２）　非代替性：　身体拘束等を行う以外に、代替えする治療・看介護方法がない場合。

３）　一時性　：　身体拘束等の行動制限が一時的な場合。

②　具体的な身体拘束等に該当する行為は以下となる。

1. 徘徊しないように、車椅子、椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵等（サイドレール、車いす）で囲む。
4. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る。
5. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または掻痒感等から皮膚をかきむしらないように手指機能を制限する道具（ミトン等）をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がらないように、Ｔ字型抑制帯や腰ベルト、カットテーブルを体に結びつける。
7. 立ち上がる能力のあるご利用者の立ち上がりを阻害する椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツ外しを制限するためにつなぎ服を着せる。
9. 他ご利用者への迷惑行為を防ぐために体幹や四肢等をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開くことが出来ない居室等へ隔離する。

③　目指すべき目標

３要件のすべてに該当すると判断された場合にご本人・家族への説明を経て

身体拘束を実施する場合もあるが、その場合でも早期に拘束を終了するべく、ご利用者の状態や介護方法の再度の見直し等により、身体拘束の解除に向けて取り組みを行う。また、身体拘束が０になるように目指す。

（２） 方針

次の仕組みを通じて、身体拘束の必要性を除くように努める。

1. ご利用者の理解と基本的なケアの向上
2. 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。
3. 身体拘束適正化のため、利用者、家族との密な関係性の構築。

（３） 身体拘束実施に係る原則

1. 身体拘束が臨床的必要性において、妥当なものであること。
2. 身体拘束をする以前に、他の方法が十分に試みられていること。
3. ご利用者の状態が十分に検討されていること。
4. ご利用者及びご家族へ、拘束のメリットとリスクが十分説明されていること。
5. 身体拘束することの同意をご利用者、ご家族から得ていること。
6. 部位･方法･時間･反応等が定められた様式に定期的に記録されていること。
7. 中止する努力が続けられていること。
8. 医師の指示に基づくものであること。

II　身体拘束適正化委員会の設置及び開催について

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のための体制を維持、強化する。

（１） 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束適正化を図るための取り組み等の確認、改善を検討する。

開催頻度及び時期については１月に１回、ヴィラフローラチーフ会後とする。

また、新たに緊急やむを得ない場合から身体拘束を実施する場合も開催する。

（２） 委員会の構成

委員長	施設長
委員長代理	施設勤務医、老健事務長
メンバー	看護師長・入所棟看護主任・通所看護主任・リハビリ主任 支援相談員・介護支援専門員（居宅含む）・管理栄養士・事務 その他、委員会委員が必要と認めた者

（３） 委員の役割

施設長	統括管理・統括責任者 医学的見地からの指導助言
施設内科医	統括管理・統括責任者不在時に代わりを務める 医学的見地からの指導助言
老健事務長	統括管理・統括責任者不在時に代わりを務める
看護師長	ケアその他利用者管理に係る指導・助言
看護主任	状況報告及びケア方法の工夫、記録、活用
リハビリ主任	リハビリ視点での助言等
支援相談員	家族等との連絡・意見調整、記録
介護支援専門員	プランの整備、以降の確認等
事務	委員会の議事録作成

上記共通として研修策定を行う役割を持つこととする。

（４） 委員会の検討内容

1. 身体拘束実施者の確認
2. ３要件の再確認
3. 身体拘束実施ケースがある場合、当該状況の確認及びリスク評価を行い、拘束解除に向けての検討を実施する。
4. 身体拘束を新たに開始する場合はこれを検討し、３要件の該当状況や代替案の検討、3 要件に該当し、実施が必要な判断した場合は手順等を医師、家族等との意見調整も含め確認する。
5. 職員の意識啓発や予防策等の確認、見直し、
6. ヴィラフローラ教育委員会への身体拘束適正化に必要な研修の依頼。
7. 今後の予定
8. 議論まとめ

（５） 記録及び周知について

委員会での検討内容の記録書式を定め、これを適切に作成、説明、保管する他、委員会の結果については職員に周知徹底する。

（６） 記録の閲覧について

この指針については各事業所で啓示を行い、ホームページでも公表する。

附:令和３年８月１日施行

附:令和５年６月１日改正施行

府：令和７年４月１日改正施行